

健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表が法律で定められています。健全化判断比率は、普通会計の赤字比率を表す「実質赤字比率」、特別会計・企業会計を含めた市全体の赤字比率を表す「連結実質赤字比率」、市の財政規模に対する公債費の比率を表す「実質公債費比率」、市債残高など将来負担すべき債務に対する市の収入や基金残高の比率を表す「将来負担比率」の4つの指標を算定します。資金不足比率は、その会計の債務や負債に対する基金や資産の比率を算定します。

平成29年度決算に基づく市の健全化判断比率および資金不足比率について、すべての基準を下回る結果になりました。

■健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
愛西市	— (赤字なし)	— (赤字なし)	4.0%	— (算定なし)
早期健全化基準	12.77%	17.77%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※将来負担すべき債務の額に対し、収入や基金の充当可能財源の額が上回ったため、「将来負担比率」は算定がありません。
 ※早期健全化基準を上回った場合には、財政健全化計画の策定や外部監査の要求の義務化が求められます。
 ※財政再生基準を上回った場合は、早期健全化基準に加え、市債発行が制約されます。

■資金不足比率

	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	— (資金不足なし)	20.00%
農業集落排水事業等特別会計		
公共下水道事業特別会計		

合併特例期間の終了後に向けて

現在、市では、合併の優遇措置の一つである「普通交付税の合併算定替」により、国からの交付税を本来より多くもらっています。これは新しい市をつくっていく時に、国が必要な支援を行ってきたことによるものですが、10年を過ぎると増加分が段階的に減っていき、合併して16年目(平成33年度)からは本来もらえる交付税の額になります。平成28年度から段階的な縮減期間に入っており、平成29年度の数値から推計すると、今後、約8.6億円の収入減となる見通しであり、行政サービスへの影響が懸念されています。市では、こういった財政の見通しの中でも、将来にわたり「持続可能な行財政運営」を目指すために、事務事業の見直しや基金への積立を進めています。

